

平成15年11月26日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
コード番号 8307

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UFJ銀行の取引先である都築紡績株式会社及び同社関係会社が、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行ったことに伴い、株式会社UFJ銀行の同社グループ向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 都築紡績株式会社の概要

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 本 社 所 在 地 | 愛知県知多郡阿久比町 |
| (2) 代 表 者 氏 名 | 佐藤公嗣 |
| (3) 資 本 金 | 100 百万円 |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 綿紡績業・綿織物業、不動産賃貸業、ボウリング場経営等 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成15年11月25日 東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立。

3. 当該取引先に対する債権の金額

株式会社UFJ銀行（子会社分を含む） 109,699 百万円
債権額のうち、株式会社UFJ銀行の当該取引先に対する債権額は、95,999 百万円であります

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権については、平成15年9月中間期において概ね損失処理済であり、本件に伴い当社が発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディーな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。